

自殺防止対策事業実施要綱

1. 事業の目的

民間団体による相談活動などの取組については、多くの自殺の危機にある人を援助しており、自殺防止対策を進める上で不可欠であるが、こうした取組は、善意の寄付、熱心なボランティア、企業の社会貢献活動に支えられている状況にある。

自殺防止対策事業（以下、「本事業」という。）は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）において、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動について、必要な施策を講ずることとされていることから、全国的に自殺防止対策に取り組む民間団体に必要な支援を行い、自殺防止対策の更なる推進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、次の全ての要件を満たす法人格を有する団体等とする。

- ・ボランティアで自殺防止対策を行う民間団体であること。
- ・原則として、自殺防止対策に 5 年以上の活動実績があり、公益法人、社会福祉法人、NPO 法人等の法人格を有すること。（ただし、厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない。）
- ・複数の都道府県にまたがり活動を実施していること、又は複数の都道府県の住民を対象とした活動を実施していること。

3. 事業の内容

次の全ての要件を満たす事業であること。

- ・自殺防止対策に資する取組であること。
- ・創意工夫や熱意をもって行われ、効果的な取組であること。
- ・営利を目的としない事業であること。
- ・複数の都道府県にまたがり実施される事業であること、又は複数の都道府県の住民を対象とした活動であること。
- ・他の公共団体から助成を受けていない事業であること。

4. 事業の実施方法

国は本事業の実施にあたり、別に定めるところにより事業計画を公募し、有識者で構成される評価委員会において、書面及びヒアリングによる審査を行い、採択事業及び基準額を決定する。

5. 国の助成

民間団体がこの実施要綱に基づき実施する経費については、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で助成を行うことができるものとする。